

令和7年度川口市立西中学校部活動に係る活動方針

★2018年3月スポーツ庁における運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを受けて、同年7月に埼玉県の一部活動の在り方に関する方針が策定されました。

これにより「川口市部活動方針」が策定され、それに則り各校で「学校の部活動に係る活動方針」の策定と公表が義務付けられました。市内27中学校は「川口市部活動方針」における「3つのポイント」を共通理解とし、毎年度各校の実態に即した部活動に係る活動方針を策定し、ホームページ等で公表します。

部活動の教育的意義

生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動は、スポーツ、文化及び科学等に親しませるだけでなく、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図るとともに、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場となる。

部活動の目的

- 学習活動と部活動との両立を通して、充実した学校生活の実践を図る。
- 計画的で効果的な活動の実践を通して、生徒の心身の健康の増進を図る。

本校の部活動

- 運動部
野球 サッカー 卓球 ソフトテニス バレーボール 陸上競技 バスケットボール
剣道 柔道 ダンス
- 文化部
音楽 科学技術 総合芸術

対象

- 本校部活動に希望加入している全生徒

◆活動方針の3つのポイント◆

(1) 活動時間の設定

- 1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日は3時間程度とする。
 - ・活動準備、片付け、移動に要した時間については、活動時間に含まない。
 - ・課業日の活動時間
 - (1)朝練習 令和5年度よりなし
※ただし、公式戦（中体連主催）大会前1週間は7:40～8:10(30分)
それ以外の大会については、管理職と相談の上、実施する。
 - (2)放課後
- | | 部活動終了時刻 | 完全下校時刻 |
|-------------|---------|--------|
| ① 月曜日（活動なし） | | |
| ② 火曜日・木曜日 | 17:15 | 17:30 |
| ③ 水曜日・金曜日 | 16:45 | 17:00 |
- ・朝練習を実施する場合は活動時間に累積する。
 - ・期末考査1週間前の部活動は原則禁止とする。

(2) 休養日の設定

- 学期中は、原則として**週2日以上**の休養日を設ける。(平日1日以上かつ土日いずれか1日以上)
- ふれあいデーは原則として休養日とする。
- 中間考査及び期末考査1週間前の部活動は原則禁止とする。
- 土日2日間に係る大会・コンクール等へ参加した場合は、休養日を他の日に振り替える。

(3) 休養期間（オフシーズン）の設定

- 長期休業日は、学期中の休養日の設定に準じるとともに、**学校閉庁日 8/10～16 及び年末年始 12/28～1/4 は休養期間（オフシーズン）に設定する。学校閉庁日 11/14（県民の日）も同様とする。**
※但し、全国大会出場及びコンクール等で休養期間での活動がやむを得ないと判断した場合は、顧問が校長にオフシーズン活動許可を申し出、校長が活動内容を確認し休養期間中の活動及び大会・コンクール等への参加を認可する。休養期間に活動した日数は休養日として他の日に振り替える。(長期休業中が望ましい。)
- 週末及びオフシーズンに認められた大会・コンクール等へ参加した場合は、休養日を他の日に振り返る。

指導体制の整備について

- 各顧問が年間、月間の活動計画及び、活動実績を作成し、管理職に提出する。
- 作成した各種計画については、顧問を通し生徒及び保護者に公表する。
- 管理職は適宜部活動の視察を実施し、必要に応じて顧問と面談を実施する。

具体的な活動の進め方について

- 年間活動計画書・月間部活動実施計画書及び実施報告書により、部活動に係る活動方針に則った適切な部活動運営を目指す。
- 安全指導を徹底する。
 - ・施設や設備の点検を定期的に実施し、事故防止に努める。
 - ・教職員全員が参加する心肺蘇生法やAED使用の研修を実施する。
 - ・特に夏季における熱中症等の事故防止を徹底する。
- 体罰やハラスメントの根絶を目指し、教職員研修を実施する。
- 生徒間のいじめやトラブル等の防止のため、顧問教諭、担任、養護教諭等の連携を図る。
- 効率的で安全な練習メニューを作成し、生徒が自主的かつ自発的に活動できるよう校外で実施される研修会・実技講習会等への積極的な参加を推進する。
- 部活動費用（部費など）を徴収する際は、管理職の指導の下、保護者の理解を得るとともに、会計報告を行うなど適正な処理を実施する。